

第2次 狂犬病 予防注射と畜犬登録のお知らせ

次の日程により、平成20年度第2次狂犬病予防注射及び畜犬登録を行います。注射の対象は、生後91日以上の犬です。(ただし、4月に実施した第1次狂犬病予防注射又は他の市町村や動物病院などで注射済みのものを除く) 予防注射は、法律により年1回必ず受けなければなりません。忘れずに注射を受けましょう。

月日	地区	実施会場	時間
6月24日(火)	達布	曙町共同育苗施設前	13:30~13:35
		役場達布支所前	13:40~13:50
	平和	第一平和会館前	14:05~14:10
	沖内	沖内生活改善センター前	14:15~14:20
	豊岡	浅野保隆様宅前	14:30~14:35
	白谷	消防白谷分団前	14:50~15:00
	小平	小平町役場前	15:05~15:15
		旧支庁防災ダム事務所裏	15:20~15:25
		文化交流センター裏	15:30~15:40
	千松	千松会館前	16:05~16:10
	田代	田代集会所前	16:15~16:25
	港町	鬼鹿診療所前	16:30~16:35
役場鬼鹿支所前		16:40~16:45	

◎実施日

6月24日(火)

◎料金

- ・登録料：3,000円(今回登録する犬だけです。)
- ・注射料：3,040円

◎注意事項

- ①犬の健康状態によっては注射できない場合がありますので、病気や治療・妊娠・保育中などのときは必ず獣医師に申し出てください。
- ②会場などで受けることができない場合、往診を受けることができます。前日までに担当係までご連絡ください。(別途往診料600円)
- ③会場で注射を受ける場合は犬を制御できる方が連れてくるようにしましょう。また、会場周辺を汚さないようご協力をお願いします。

●問い合わせ先

生活環境課 環境衛生係 ☎56-2111 (内線246)

◆こんなとき、担当係までご連絡ください。
 ・飼い犬が死亡したとき ・飼い主の住所が変わったとき
 ・飼い主が変わったとき ・飼い主の所在地が変わったとき

◆年間を通して野犬掃とう週間です。
 野犬に限らず、放し飼いの犬も処分(薬殺)の対象となります。

住民税の年度間の所得変動に係る経過措置について

平成19年度に国から地方への税源移譲が実施され、ほとんどの方は所得税が減り、そのぶん住民税が増えることになりました。

退職等の理由により、平成19年分の所得が平成18年分の所得に比べ大きく減り、調整すべき金額を所得から差し引くことができなかつた方は、住民税の増額だけの影響を受けることとなります。

そこで、こうした方については、平成19年度課税分の住民税に限り経過措置が設けられ、平成19年度の住民税と税源移譲前の税率で計算した住民税の差額が還付されることになりました。

対象者は次の2つの要件を満たしている方となります。

■対象者

- ① $\frac{\text{平成19年度住民税の課税所得金額 (分離課税分を除く)}}{\text{平成19年度住民税と所得税との人的控除額の差}} >$
- ② $\frac{\text{平成20年度住民税の課税所得金額 (分離課税分を除く)}}{\text{平成20年度住民税と所得税との人的控除額の差}} \leq$

※人的控除額の差とは、扶養控除や基礎控除などの人的な控除に係る、所得税と住民税との控除の差額。

■申告方法

対象者は、平成20年7月1日から平成20年7月31日までの間に平成19年1月1日現在の住所地の市町村へ申告してください。

■問い合わせ先 財政課税務係 ☎56-2111 (内線216・217)